### 論文

# の同和行政の基本課題に関する若干の考察

### 友 永 健 三

### はじめに

とめ政府に提出した。
方策の基本的な在り方について」と題した意見具申をま方策の基本的な在り方について」と題した意見具申をまれた年五月一七日「同和問題の早期解決に向けた今後の地域改善対策協議会(以下「地対協」と略)は、一九

の人権行政のあり方を解明することにもつながっているを含め、部落問題の解決にとって、一九六五年八月に出を含め、部落問題の解決にとって、一九六五年八月に出を含め、部落問題の解決にとって、一九六五年八月に出るの人権行政のあり方となって、一九六五年八月に出るの人権行政のあり方を解明することにもつながっている。

重要な課題でもある。

る。 策に関する提言を参考に、若干の考察を加えたものであ 策に関する提言を参考に、若干の考察を加えたものであ の事項について、経済学者の見解、障害者に関わった施 的な課題を考察するにあたって重要と思われるいくつか 意見具申の指摘を分析し、次いで今後の同和行政の基本 本稿は、以上のような問題意識の下に、まず、「地対協」

# 「地対協」意見具申による基本認識

ントを付け、以下に紹介しておこう。まず、「地対協」意見具申による基本認識を若干のコメ

ある同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係識」において、「ひるがえって、我が国固有の人権問題で「地対協」 意見具申は、「1、同和問題に関する基本認

いるといえよう」と指摘している。 を得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われてを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われての努力によって、解決に向けて進んでいるものの、残念の努力によって、解決に向けて進んでいるものの、残念の努力によってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々る深刻かつ重大な問題である。戦後五〇年、本格的な対る深刻かつ重大な問題である。戦後五〇年、本格的な対

周知のように部落問題の現状認識に関して、現在、二周知のように部落問題の現状認識に関して、現在、二周知のように部落問題の現状認識に関して、現在、二周知のように部落問題の現状認識に関して、現在、二周知のように部落問題の現状認識に関して、現在、二周知のように部落問題の現状認識に関して、現在、二周知のように部落問題の現状認識に関して、現在、二月知のように部落問題の現状認識に関して、現在、二月知のように部落問題の現状認識に関して、現在、二月知のように部落問題の現状認識に関して、現在、二月知のように部落問題の現状認識に関して、現在、二月知のように部落問題の現状認識に関して、現在、二月知のように部落問題の現状認識に関して、現在、二月知のように記述されている。

でいる。これでは、「おおい」ということである。 うことは、前者の見解を退けたというものであった。といているものの残念ながら依然として我が国における重要でいるものの残念ながら依然として我が国における重要を聞いたうえで、みずからも部落の実態視察などを実施を聞いたうえで、みずからも部落の実態視察などを実施を聞いたうえで、みずからも部落の実態視察などを実施を開いた。

果たすべき役割からすれば、まずは足元ともいうべき国次いで意見具申は、「また、国際社会における我が国が

述べている。解決するよう努力することは、国際的な責務である」と例において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く

意味がある。 指摘することができる。 採択した人権に関する一連の国際条約を締結したことを 多くの人びとの努力によって、日本は、国際人権規約、 答申以降、意見具申が出されるまでの三〇年余の間に、 ることは」、文字どおり「国際的な責務」となったので 題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力す に遵守することを必要とする」と規定しており、「同和問 本が締結した条約及び確立した国際法規は、これを誠実 女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約など、国連などが られているが、意見具申のこの箇所の指摘には具体的な 近年、 「国際」という言葉は、 その内容としては、 日本国憲法第九八条二項は「日 一種のはやりのように語 一九六五年の「同対審」

の精神を踏まえて」いくことの必要性を次のように述べ具申は、「同対審」答申に対する基本的な見解として、「そのような評価を行っているのであろうか。「地対協」意見は、「地対協」意見具申は、「同対審」答申についてはどべて、今回の「地対協」意見具申の新しい点である。で上記の「国際的な責務」の指摘が、「同対審」答申と較上記の「国際的な責務」の指摘が、「同対審」答申と較

ている。

らない」

「昭和四〇年の同和対策審議会答申(「同対審」答申)
「昭和四〇年の同和対策審議会答申(「同対審」答申)

ている。 「基本認識」の最後の部分で、意見具申は、今後の部

必要性を指摘しており、極めて重要な指摘といえよう。 と人権問題の解決を基本的な柱と設定していくことの で、従来の取組の反省を踏まえ、未来に向けた新たな方 で、従来の取組の反省を踏まえ、未来に向けた新たな方 で、従来の取組の反省を踏まえ、未来に向けた新たな方 で、従来の取組の反省を踏まえ、未来に向けた新たな方 での指摘は、今後部落問題解決に向けた取り組みをあ なわち来るべき二一世紀を展望する際に、部落問題の解 なわち来るべき二一世紀を展望する際に、部落問題の解決

# 主な課題 三 「地対協」意見具申による現状認識と

「長鳥周をつきせからみて、これを含つ寸きはこれでしまず、現状認識については、以下のように述べている。主な課題を紹介し、若干のコメントを付けておこう。次に、「地対協」意見具申による部落差別の現状認識と

差は大きく改善されてきた」するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了「実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環

になっている。

○○の指摘にあるように、部落の住宅や道路などの物的この指摘にあるように、部落の住宅や道路を送れている環境改善事業の他に全国におよそ一○は、二○年、三○年も前に実施された事業が老朽化し、は、二○年、三○年も前に実施された事業が老朽化し、は、二○年、三○年も前に実施された事業が老朽化し、は、二○年、三○年も前に実施された事業が老朽化し、には、二○年、三○年も前に実施された事業が老朽化し、には、二○年、三○年も前に実施された事業が老朽化し、この指摘にあるように、部落の住宅や道路などの物的この指摘にあるように、部落の住宅や道路などの物的この指摘にあるように、部落の住宅や道路などの物的

ついて以下のように指摘している。(次いで、意見具申は、ソフト面や意識面などの実態に

正化対策もなお不十分な状況である」

「しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような「しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような「しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような「しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような「しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような

びとの生活の安定に関わった問題がある。 「教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、 「教育の問題」である。さらに付け加えるとすれば、生産業面の問題」である。さらに付け加えるとすれば、生産業面の問題」である。さらに付け加えるとすれば、生産業の中で最重要課題の一つは、部落のなかをみたときがとの生活の安定に関わった問題がある。

れている点である。 
また、部落外の課題として、差別事件が生起しており、根深く存在していること」と、差別事件が生起しており、根深く存在していること」と、差別事件が生起しており、根で存在していること」と、差別事件が生起しており、また、部落外の課題として、差別意識が「依然としてまた、部落外の課題として、差別意識が「依然としてまた、部落外の課題として、差別意識が「依然としてまた。

お、部落差別の現状として「さらに、適正化対策も

あげることができる。 あげることができる。 を、そこからいろいろな問題が生じてくるという問題をがった制度は、実態が変化してもなかなか変更しないこれさせていかねばならない。けれども、いったんできあ落差別の実態が一定改善されてくれば、そのあり方も変落差別の実態が一定改善されてくれば、そのあり方も変をだった制度は、実態が変化してもなかなか変更しないこの内容としては、同和事業のあり方の問題がある。この内容としては、同和事業のあり方の問題がある。この内容としては、同和事業のあり方の問題がある。この方容とができる。

後の主な課題として、以下の四点をあげている。 「地対協」意見具申は、以上の現状認識を踏まえ、今

するための施策の適正化であると考えられる」している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在として存在している差別意識の解消、人権侵害による被「同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然

# 同和行政の方向四 「地対協」意見具申による今後の

対策特定事業の一般対策への円滑な移行」のなかで、以して、「4、今後の重点施策の方向」の「(3)地域改善「地対協」意見具申のなかで今後の同和行政の方向と

「のように指摘されている。

積極的に取り組んでいく必要がある」

・大田体は一致協力して、残された課題の解決に向けていい。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によいの早期解決をめざす取組の放棄を意味するものでは問題の早期解決をめざす取組の放棄を意味するものでは問題の早期解決をめざす取組の放棄を意味するものでは問題の早期解決をめざす取組の放棄を意味するものでは問題の早期解決をめざす取組の放棄を意味するものでは

整理しておく必要がある。 
整理しておく必要がある。 
では、これまでの特別措置に基づく同和行政を一般施策には、これまでの特別措置に基づく同和行政を一般施策によって実施していくという基本的な方向を示したのである。この内容を理解するためには、同和行政を一般施策によって実施していくという基本的な方向を示したのである。

題の早期解決の取り組みの放棄を意味するものでないこ特別措置の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問積極的に推進されなければならない』と指摘しており、「同対審答申は、『部落差別が現存するかぎりこの行政は題解決への展望」の「(2) 今後の施策の基本的な方向」題のよいの展望」の「(2) 今後の施策の基本的な方向」の「の点に関して、「地対協」意見具申は、「3、同和問

に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」地域の状況や事業の必要性の的確な把握につとめ、真摯地域の状況や事業の必要性の的確な把握につとめ、真摯に、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見とはいうまでもない。一般対策移行後は、従来にもましとはいうまでもない。一般対策移行後は、従来にもまし

規定されている。
「同対審」答申を引用したこの指摘をみても明らかな「同対審」答申を引用したこの指摘をみても明らかないる。では、部落差別を撤廃するための行政として基本的に求められることは何であろうめの行政として基本的に求められることは何であろうめの行政として基本的に求められることは何であろうがであって、部落差別が現存する限り積極的に実施しなけた大阪府同和対策審議会答申では、以下のように簡潔に対している。

りをもった視点が必要であり、総合的、有機的かつ計画さまざまな人権問題の解決につなげていくという、広がきるための諸条件の整備及び同和地区内外の住民の交流きるための諸条件の整備及び同和地区内外の住民の交流きるための諸条件の整備及び同和地区内外の住民の交流きるための諸条件の整備を図ることにより、部落を促進するための諸条件の整備を図ることにより、部落を促進するための諸条件の整備を図ることにより、部落を促進するための諸条件の整備を関うにより、部落

基本目標と基本視点」より)的な事業の実施に努める必要がある」(「三、同和行政の

である。 一つは、 開いていくという状況が生起し、そのことが部落差別を 以降本格的に実施されてきた「特別措置」に基づく手法 拡大するという問題が生じてきたのである。 ったのである。その結果、部落と部落外の較差が大きく ず部落を素通りし、 ない。けれども、 況下にある人びとに対するものと比較して、 われるようなものーであったならば、特別措置は必要が で困難な状況におかれている人びとには手厚い施策が行 本来、行政施策が民主的なもの―つまり、 もう一つは、 一九六九年七月同和対策事業特別措置法の 同和行政の手法としては、二つの手法がある。 従来の施策の多くは、そうなっておら 部落差別の実態の改善に役立たなか 一般施策を活用する手法である。 諸般の事情 恵まれた状

ていく方向が示されることとなったのである。 をことから、とりあえず「特別措置」という形で対応しることから、とりあえず「特別措置」という形で対応しこの要求にこたえて、一般施策を抜本的に見直し、先にこの要求にこたえて、一般施策を抜本的に見直し、先にこの要求にこたえて、一般施策を抜本的に見直し、先にることが可能になる行政をできた。本来ならば、

# **五 特別措置から一般施策への移行について**

策の移行の趣旨に照らせば限定的でなければならないが必要と考えられる。その具体化にあたっては、一般対下記に述べるような一部の事業等については一定の工夫「この一般対策への移行を円滑におこなうためには、

行」より)
行」より)
行」より)

態調査の実施) ここで指摘されている四条件は、極めて重要である。(実まず明らかにしなければならないということである。(実まず明らかにしなければならないということが、可まら、 現時点においてどのような差別の実態があるのかをり、現時点においてどのような差別の実態があるのかをいる課題の状況」を明らかにすることは、「なお残されば明の都合で少し順序を変更してこの四条件を分析して説明の都合である。

で、普遍的な意義のあるものは、この機会に一般施策にで、普遍的な意義のあるものは、この機会に一般施策にらない。「特別措置」を廃止したとき、それに該当する「一会がなどを検討しなければならない。を創設するのかどのかなどを検討しなければならない。を創設するのかどのようかなどを検討しなければならない。を調べなければなるととして「既存の一般対策の状況」を調べなければなこととして「既存の一般対策の状況」を調べなければなっているに、一般施策に移行するというのであれば当然のつぎに、一般施策に移行するというのであれば当然の

移行することも含まれる必要がある。

前進していくのであれば、誰もその移行に反対するもの 善されてきた実態が後退せず、部落差別の撤廃に向けて あげられている。「特別措置」が廃止されて「一般施策」 どの支障を生じることのないよう配慮」するという点が ことになるので、この条件も重要な意味を持っている。 どおりの同和行政を継続しなければならないという状況 ことは、上記のような財政上の特別の措置がなくなると 財政需要額に算入されるというものであった。そこで、 大臣の指定があれば地方交付税の額の算定に用いる基準 しても起債が認められ、その内の一○分の八までは自治 業に関しては、三分の二の補助が、 特別であったということである。たとえば、同和対策事 体的な内容は、国の地方自治体に対する財政的な補助が ある。なぜなら、従来実施されてきた「特別措置」の具 に移行されたとしても、これまでの取り組みによって改 にある場合、地方公共団体の財政上の負担が増大すると いうことである。その後も、地方公共団体として、従来 いうことになる。これでは大多数の地方公共団体は困る 「特別措置」がなくなり、一般施策に移行されるという 三点めには、「地方公共団体の状況」を考慮する必要が 四点めとして「これまでの施策の成果が損なわれるな 残りの三分の一に関

必要であろう。 必要であろう。 必要であろう。 が要であろう。 が要であろう。 が要であろう。 が要であろう。 が要がである。 はないはずである。 はないはずである。 はないはずである。 はないはずである。 はないはずである。 はないはずである。 はれども、 その移行は失敗であったといわるような部落差別の実態に戻ってしまうような結果にないます。 のような部落差別の実態に戻ってしまうような結果にないますである。 はないはずである。

# 六 伊東光晴さんの提起から学ぶもの

基本的事項について私見を述べた。今後の同和行政の基本方向を考える上で必要と思われる以上、少々長くなったが、「地対協」意見具申をふまえ、

係などをいかに考えるかという問題である。うにはかっていくか、さらには特別措置と一般施策の関和行政と国なり地方自治体の財政状況との調和をどのよいは自主解放との関係をどう考えるかということと、同いは自主解放との関係をどう考えるかということと、同つぎに、別の角度から、もう少し基本的な課題についつぎに、別の角度から、もう少し基本的な課題につい

に対する批判を考察するなかから、つぎのような見解をを紹介しよう。伊東さんは、ソビエトの崩壊、福祉国家この点に関して、経済学者である伊東光晴さんの考察

示しておられる。

カニズムであると考えるからである」 業予備軍による労働力の包摂にかわる新しい労働包摂 れは資本主義の修正であり、進歩でもあるとともに、 の批判に答えることができないと考えるからであり、 神を現在の福祉政策のなかに取り込むことなしに、 定するものではない。 主張してきた。もちろんそれは生存権思想を全面的に否 か」「私はかねて、生存権思想から生活権思想への前進を 福祉政策論者はどのような答を用意しているであろう 立の心を後退させ怠け者を生むという批判―に対して、 再分配政策に対する上記の批判―再分配政策は人間の自 あり、アカデミズムが、自由な市場の下での経済では、 る。法的には、生存権思想の定着によってである」「この 再分配政策をうつ必要性があることを論証してからであ ○九年の王立救貧法委員会の少数派報告がその最初 は二○世紀の前半であった。イギリスにおいては、 「福祉はかつて恩恵であった。 しかし市民社会形成期の自立の精 それが権利に変わっ 今日 そ 産 ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙

を補う制度がその人を支え、他方、基本的な生活費がやについていうならば、万が一の場合、ハンディキャップ生活しやすい生活環境を作り出すことであり、この問題「生活権思想とはなにか―それは一言でいうならば、

のである。 ك فر 合わせ月二〇万円を超えている。月二〇万円を超えよう ニーを作り、 再分配政策による福祉は、こうした人たちのためにコロ 効率中心に働く市場経済の中で生きることはできない。 ○万人に何人と生まれてくる脳性小児麻痺の人たちは、 子生活を余儀なくされている人、難産による酸欠等で一 であるかのようにい エトの社会主義経済の崩壊とともに、市場経済がすべて 活することができるという制度である」「今、 それが生存権思想である」 施設において手厚く支えなければならない人も 今わが国ではこうした生活費は、国と地方を その生活費を財政によって支えるというも いてたとえ僅かでも収入を得るならば、 われている。 だが、交通事故で車椅 東欧・ソビ

一これが生活権思想である」一これが生活権思想であるような社会、環境を作り上げるが幸福であるとは限らない。自ら働いて自らの生活を支なところにつくられた施設であろうとも、こうした生活なところにつくられた施設であろうとも、こうした生活しかし、すべての身障者にとって、たとえ風光明媚

らの足の上に立つという市民社会の理想を現在の福祉政り、その自立を助ける。生活権思想に基づく政策は、自通勤できる街を作る。そのハンディを補うシステムを作「ストックホルムのように、身障者が健常者のように

していた。 (音句)コミンサミンは話り策の中に生かそうというものなのである」

notes and the second of the

しておられる。
しておられる。
しておられる。
しておられる。
しておられる。
しておられる。
に答えるためには、諸般の事情でどうしても働くことの
に答えるためには、諸般の事情でどうしても働くことの
に答えるためには、諸般の事情でどうしても働くことの
に答えるためには、諸般の事情でどうしても働くことの
は、おけ者をつくるという批判が生じてきた段階、これ

今問われているのではなかろうか。

今問われているのではなかろうか。同和行政の歴史を振り返ったとき、かつて恩恵的な考え方に基づいて実施されていたとき、かつて恩恵的な考え方に基づいて実施されていたとき、かつて恩恵的な考え方に基づいて実施されていたとき、かつて恩恵的な考え方に基づいて実施されていたとき、かつてと思めな考え方に基づいて実施されているのではなかろうか。同和行政にも応用することで問われているのではなかろうか。

会システムを作りだしていくという同和行政の新たな方には、働ける条件を整備し、自分の力で生きていける社るとともに、少しでも働ける可能性をもっている人びとが困難な人びとには生活を保障するための施策を実施すこれに対して、部落差別の結果、どうしても働くこと

策の今後のあり方を考えていく上で参考になる。 が、同和行政の中でも大きな比重を占めている住宅政 では、同和行政の中でも大きな比重を占めている住宅政 関する基本的な考え方を踏まえて、たとえば住宅政策に 関する基本的な考え方を踏まえて、たとえば住宅政策に 関する基本的な考え方を踏まえて、たとえば住宅政策に

程度の収入を得るならばある程度の生活は可能であると 基本的に必要な財は、可能なものは市場メカニズムにゆ だが働いている本人に万一のことがあり、 いる。 き十分な収入がある場合には、かなりの家賃を支払って 家族数が少なく収入が多いときには高い。正常に職に就 的な家賃は入居する人の収入と家族数等に応じて決めら だけでなく、そこから分離し、それに修正を加える分野 想のように自由な市場メカニズムを全面的に認めようと いう体制を作ろうというものである」 の重要性を主張している」「一例を住宅政策にとろう。 いうものではない。自由な市場メカニズムに委ねる分野 「(生活権思想に基づく政策は) 再分配政策の生存権思 家族数が多く収入が少ないときは家賃が安く、逆に 光熱費、水道料等もこの家賃にリンクしている。 家賃その他は大きく下がる。 それの修正を加え、残された家族が働き、ある つまり生活にとって 収入がなくな

> 補助金によってもたらされたものでなかったか」 権済を破綻に導いた財政赤字はこうした考え方に基づく をのは明白で一社会的に無駄が生じ、社会全体の福祉と をのは明白で一社会的に無駄が生じ、社会全体の福祉と をのは明白で一社会的に無駄が生じ、社会全体の福祉と をのは明白で一社会的に無駄が生じ、社会主義国の をのような主張がそのひとつである。だが、そのような価 をがる。えてしてそれが福祉国家や社会主義たるゆえん

いう、優しい社会が維持できるのである」と、万が一の場合、コストを大きく割って提供できるとさが必要であり、それによって生じる経済的余裕によっの価格付けがおこなわれなければならない。ここに厳しえ、またその供給コストを充分補う社会的効率化のためえ、またその供給コストを充分補う社会的効率化のため、またその供給コストを充分補う社会的効率化のため、工費を抑

### 七 櫻田淳さんの提起から学ぶもの

性を提起されている櫻田淳さんの提起を紹介しよう。者対策のあり方に根本的な疑問を投げかけ、新たな方向次に、ご自身が障害を持つ立場から、現在の日本の障害以上、経済学者の伊東光晴さんの提言を紹介したが、

「私は、『福祉』か『自助努力』かと問われれば『自助

我が国においては、障害者が『自助努力』で生活を続け 間に始まり、交通機関、教育施設、労働環境に至るまで、 中で障害のない人々と渡り合っていこうとすれば、そこ 会的弱者』の殻を破り、『自助努力』の論理の下、社会の 力』を重視する私は、障害のある人々に何もしなくても 体を暴こうとしてきたのである。しかしながら、『自助努 即刻、取り外さなければならない。私は、若干の留保を るのを阻む条件が、満ち溢れている。このような条件は、 には何の抵抗もない。その代わり、 付けて、あえて『福祉は要らない』と断じてしまうこと えられることを求める」 『自助努力』で生きていけるようにするための条件が整 お粗末としかいえない配慮しかなかった。居住空 全く考えていない。現実には、障害者が、『社 そのためにこそ、私は『福祉』の正 私は、 すべての人が

いる。そして、『魚の釣り方を教える』施策の方に重点がえる』施策とは、厳密に区別されるべきであると考えて施策に関しては、『魚を与える』施策と『魚の釣り方を教諺がある。……中略……私は、障害のある人々に対する捕らえる術を教えれば、一生飢えることはない」というの食とすることができよう。しかし、もしその人に魚を「中国には、『飢えた人に一匹の魚を与えてやれば一日

しているかが分からない代物に堕している」にした結果、現在の『福祉政策』は、結局、何を目標に置かれなければならないと考えている。このことを曖昧

勘違い 上のル 当に必要とされているのは、『公衆トイレを設置する際に 対する『優しさ』の証だとでも自慢したかもしれない。 自治体の担当官は、『一億円トイレ』が障害のある人々に 提供するものであると意識されている限り、このような られたらしい。『福祉政策』の目的が、 り、福祉にはカネが掛かるものだ……』と住民から皮肉 の費用を投じて障害者専用の公衆トイレを作り、『やは に手摺りを付設しなければならない』といった社会運営 は、障害者の利用に配慮し、入り口を広くしたり、 しかしながら、『自助努力支援型』の観点からすれば、本 「私の聞いた話では、ある地方自治体が、 は、珍しいことではない。おそらくは、この地方 ールである。」 公的なサービスを 一億円ほど 内部

る人々、末期ガンなどの難病患者の人々などに対しては、復帰が果たせなかった人々、たとえば最重度の障害のあての可能性を追求したにもかかわらず、社会への参加やてい可能性を追求したにもかかわらず、社会への参加やおける『福祉』が無用であると考えたことは一度もない。「ここで釈明するようであるが、私は、従来の意味に「ここで釈明するようであるが、私は、従来の意味に

実のものとなった後で慌てても、 せない きである」 られるのは、当然のことである。『福祉政策の悪夢』が現 の可能性が幾分かでも残されていなければ、意味を持た 策が与えられるべきである。 十分な保護が与えられるべきである。このような人々を 『人間の矜持』を中核に据えて、『自助努力支援型政策』 『真正の福祉政策』が、 『福祉政策』は明確な対象と位置づけ、十二分の施 からである。もっとも、社会への参加や復帰が果た かどうかということの判断が、個々の人々に委ね 車の両輪として構想されるべ 『自立支援』とは、 手遅れである。今こそ、 自立

いるのである。その意味では、障害者は『日本の暮らしいる問題について、『これは何とかすべきだ』と主張しておきながら見つめている問題である。私と同様に脳性小児麻痺の障害があるフリー・ライターの松兼功氏は、『障害者に迷惑な社会』という書物を著し、我が国の実態は、様々に批判している。しかしながら、我が国の実態は、「普通に暮らすすべての人にとって迷惑な社会』と呼ぶ方が正確なのではないであろうか。障害者は、障害のな方が正確なのではないであろうか。障害者は、障害のな方が正確なのではないであろうか。障害者は、関連に関性小児麻痺の障害があるフリー・ライターの松兼功氏は、『障害者は『日本の暮らしいるのである。その意味では、障害者は『日本の暮らしいる問題について、『これは何とかすべきだ』と記述という思いを

ここにもあるのである」題を福祉の分脈で論議するな』という私の意見の根拠は、難さ』に最も敏感な人々であるともいえる。『障害者の問

ことのポイントは以下のようにまとめられよう。以上、少々長い引用になったが、ここでいわれている

である。 も社会においても目に触れないように隠されていた段階階は、全く施策のなかった段階、障害者が家庭において障害者に対する日本の施策を振り返った場合、第一段

社会全体のシステムを変革するという視点をもってい されていった段階である。この第二段階の問題点は、障救済の対象としてとらえ、あれこれの特別の施策が実施 こと、さらには、部分的に特別の条件を整備するだけで、 的に発揮して自立した生活をおこなっていくことを可能 害者自身がもつ無限の可能性に信頼を寄せ、これを全面 第二段階が到来した。 いことである。 になるような施策を実施するという視点が欠落している り組む人びとの努力で、 やがて、 障害者自身の立ち上がりや障害者の けれども、 障害者にも光があてられてきたい立ち上がりや障害者の課題に取 この段階は、 障害者を な

6、「障害者の完全参加と平等」であった。また、一九九一九八一年の国際障害者年に掲げられたスローガン

すい社会(人権実現社会)が実現することにもつながっ現されるということは、すべての人にとっても暮らしや なるような施策を実施することと社会システム 者の自立と全面的な社会参加の実現、そのことが可能に 三段階の到来を意味している。この段階の特徴は、 社会のあらゆる場所に出ていくことができること、あら まさしく、こうした内容が障害者にかかわった施策の第 することができるようにすることをめざすことである。 ゆる職場で働けること、 会の実現であった。つまり、障害者が自分自身の力で、 〇年にアメリカにおいて画期的な内容の「全米障害者法」 な変革である。 制定されたが、 そして、 その基本的な精神は、 あらゆる商品やサービスを利 障害者が過ごしやすい社会が リアフリ 社会が実 障害

### 八 同和行政の「第三期」を

ろうか。 政についても次のように考えることができるのではなか政についても次のように考えることができるのではなか一障害者にかかわった行政の歴史を参考にして、同和行

部落差別が存在しているにもかかわらず、社会的に放置第一段階は、同和行政がなかった段階である。深刻な

野に参加 革していないという問題がある。 対象としてとらえた施策が実施されてきたこと、 無限の可能性に信頼を寄せておらず、基本的には 部落問題の解決に関心を持つ人びとが少しずつ生まれて 部落解放運動が起こってきた。 の時期のとりくみの限界は、被差別部落の人びとがもつ った。これが同和行政の第二段階である。けれども、こ するための施策が特別に実施され始め次第に拡大して きた。この動きに押されて、被差別部落の人びとを救済 被差別部落の人びとが自らの力で社会のあらゆる分 ĩ てい ていた段階である。 くことを阻んでいる諸条件を全面的に変 やがて、 また、 部落外にお 部落のな さらに 救済 77 か て か の L٧ ŧ

年の 別 二段階の開始と拡大 がて国策樹立請願運動へと受け継がれ、ついに一九弾闘争によって同和行政が本格的に開始され、これ いえば、 の施策 上記のことを戦後の同和行政の具体的な歴史に即 「同対審」 ルロマンス闘争が開始されて今日に至る時期 闘争以前は、 その後一連の特別措置法の制定とそれに基 の展開へとつながって 一九五一年に京都で闘われたオー **三**答申、 同和行政のなかった段階 の段階とい 一九六九 γž 年の同和対策事業特別 いった。こ のオ ル に一九六五 口 7 段階)、 一つく特別措 れはや、ンス糾 は、 ル して ロマ

んでいる差別の壁を取り除いていくことである。さらには、被差別部落の人びとの全面的な社会参加を阻解放が可能になるような施策に力点を置いていくこと、の人びとのもつ無限の可能性に信頼を寄せ、自立=自主三の段階である。この段階の基本的内容は、被差別部落三の段階である。この段階の基本的内容は、被差別部落

れている。

が著の課題にこたえていくためには、自立のための生

が著の積極的な参加を保障していくことなどが求めら
を強化すること、部落差別の解決を困難にしている風習
を強化すること、部落差別の解決を困難にしている風習
を強化すること、部落差別の解決を困難にしていく必 要がある。また、後者の課題にこたえていくためには、 産業育成などに関わった施策を抜本的に強化していく必 産業育成などに関わった施策を抜本的に強化していく必 を強化すること、部落差別の解決を困難にしている風習

用する必要がある。 用する必要がある。 電力、②既存の一般対策の状況を考慮する一を最大限活施)、②既存の一般対策の状況を調査し充実していく、③ たに紹介した「地対協」意見具申が提起した四条件一① 先に紹介した「地対協」意見具申が提起した四条件一① また、第二段階から第三段階へ移行していくに際して、

のポイントを以下に列挙しておこう。第二段階から第三段階へ移行していく必要があるが、そまらに「地対財特法」の一部改正五年延長を活用して、

(少要がある。(少要がある。(少ず、)の下では、新・総合計画を策定し、それをバックに国都府県ごとに新・総合計画を策定し、それぞれの市町村、と略)を策定して具体的に取り組んでいく必要がある。と略)を策定して具体的に取り組んでいく必要がある。

ること。

③新・総合計画の内容としては、住環境面の改善のみの多額の表別ののである。

③新・総合計画の内容としては、住環境面の改善のみ

を組み合わせること。一般対策に工夫をこらした施策、一般施策の三つの手法一般対策に工夫をこらした施策、一般施策の三つの手法で、特別措置、

学校区、または中学校区を対象とすること)。とより周辺地域をも対象としていくこと(少なくとも小りの新・総合計画の対象としては、当該被差別部落はも

点と結合すること。 ⑥新・総合計画をあらゆる差別の撤廃、人権擁護の視

||面との関連性をもったものとすること。||⑦新・総合計画を当該市町村、当該都府県全体の総合

法律が整備されていくのである。 は当地整備されていくのである。 は当地を開発を開発を表き込んだ総合的かつ計画的ない。また、全国各地に存在する被差別部落を拠点にもない。また、全国各地に存在する被差別部落を拠点にもない。また、全国各地で拡大してきている部落差別を開発が基備されていくのである。

### 九 おわりに

摘がある。 「角知のように宣言のなかに、人間は勦(いたわ)るの会で採択された決議に振り返ることが必要である。会で採択された決議に振り返ることが必要である。会で採択された決議に振り返ることが必要である。

夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎にの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかった事実は、なる方法と、多くの人々とによってなされた吾等の為め「長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々

寧ろ必然である」によって自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは、によって自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは、させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事人間を冒瀆されてゐた罰であったのだ。そしてこれ等の人間を冒瀆されてゐた罰であったのだ。そしてこれ等の

ち上がることであるという点であろう。 が目覚め、それを全面的に発揮していくために運動に立たが、それがかえって部落大衆自身のもつ無限の可能性に自らと、そこで、部落の完全解放を実現するためにもっともと、そこで、部落の完全解放を実現するためにもっともがの対象とみてあれこれの施しを与えるものであったが高さいであるという点であろう。

一、吾々特殊部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を解放を期す一、吾々特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の一、吾々特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の

って突進す一、吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向か一、吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向か社会に要求し以て獲得を期す

り、運動がなければなにものも前進しないことを意味しこのことは、なによりもまず、当事者自身の立ち上が

えるときにもこの指摘はあてはまる。ている。これまでの歴史、さらには今後の同和行政を考

和行政の重点課題であることは間違いない。要な課題であることを指摘しているが、これが今後の同済」、「職業」、すなわち仕事の確保と産業の安定が最も重次いで、部落解放のためのさまざまな施策の中で、「経

は、部落解放運動なり、部落解放のためのさまざさらに、部落解放運動なり、部落解放のためのさまざいるのである。 との人びとの解放に行びついていることを、網領の第三項目が指摘しているが、同和行政の第三段階は、被差別項目が指摘しているが、同和行政の第三段階は、被差別での人びとの解放につながるものであるとともに、すべいるのである。

### 主

の意見表明をおこなった。(たとえば、『解放新聞中央版』の場で、部落解放同盟や部落解放研究所は、改善がた。この中で、部落解放同盟や部落解放研究所は、改善が助連合会や部落問題研究所などから意見表明がなされ動連合会や部落問題研究所などから意見表明がなされる。(1)「地対財特法」後の国の施策のあり方について、「地対協」

- ば、雑誌『部落』第六〇二号一九九六年二月号参照)。育は必要がないとの意見表明をおこなっている(たとえには改善されてきているので、今後は同和行政や同和教て、全国部落解放運動連合会や部落問題研究所は、基本的第一七五〇号一九九五年一二月二五日参照)これに対し
- (2)具体的な事例としては、市民的及び政治的権利に関する(2)具体的な事例としては、市民的及び政治的権利に関する。なお、日本政府の第四回目の報告書の内容とその表する。なお、日本政府の第四回目の報告書の提出を求めている。委員会はこの報告定期的な報告書の提出を求めている。委員会はこの報告に関連により、一方の報告に関する。
- (3)「地対協」のこの指摘は、部落解放同盟が近年「第三期の向を提起しているといえよう。 でいく方向をめざしていることと基本的には同一の方のを解放運動」の展開を提唱し、その柱として国内外に存いるが、「地対協」のこの指摘は、部落解放同盟が近年「第三期の(3)「地対協」のこの指摘は、部落解放同盟が近年「第三期の)
- 要があるが、意見具申では欠落している。 存在しているかについて、イエ意識や世間体にとらわれく影響を与えているケガレ意識の影響等が分析される必く影響を与えているかについて、イエ意識や世間体にとらわれる かいかい きがあるが、意見具申では欠落している。

- 応は、ほとんど効果を上げていない点の指摘が弱い。いる事件が次第に増加していることや、電子情報を使っいる事件が次第に増加していることや、電子情報を使っさらに、一九九三年の政府実態調査結果によっても、現での法務局なり人権擁護委員による差別事件に対する対行の法務局なり人権擁護委員による差別事件に対する対行の法務局なり人権擁護委員による差別事件に対する対象が、ほとんど効果を上げていない点の指摘が弱い。
- (5)差別を撤廃することとなってはならない」(第二条二項の基本的な考え方として、人種差別撤廃条約は以下のような規定をもっている。「締約国は、状況により正当とさうな規定をもっている。「締約国は、状況により正当とさっな規定をもっている。「締約国は、状況により正当とさっな規定をもっている。「締約国は、状況により正当とさっている場合においても、その目的が達成された後、その結果なる場合においても、その目的が達成された後、その結果なる場合においても、その目的が達成された後、その結果なる場合においても、その目的が達成された後、その結果なる場合においても、その目的が達成された後、その結果なる場合においても、その目的が達成された後、その結果なる場合においてもなの「特別措置」に基づく施策について(5)差別を撤廃するための「特別措置」に基づく施策について(5)差別を撤廃することとなってはならない」(第二条二項の権利を維持することとなってはならない」(第二条二項の権利を維持することとなってはならない」(第二条二項という)
- 今後の方策について」と題した政府大綱に基づき、国のレ(6)一九九六年七月二六日の「同和問題の早期解決に向けた

- 『同2』などを参照のこと。『同2』などを参照のこと。 『同2』などを参照のこと。 引き続き「特別措置法」に基づき特別れることとなった。引き続き「特別措置法」に基づき特別れることとなった。引き続き「特別措置法」に基づき特別れることとなった。引き続き「特別措置法」に基づき特別れることとなった。引き続き「特別措置法」に基づき特別れることとなった。引き続き「特別措置法」に基づき特別れることとなった。
- 落解放研究』第一一五号(一九九七年四月)所収参照、ては、内田雄造「公営住宅法の改正と部落の住宅計画」『部入されることとなった。その問題点と今後の課題につい(8)一九九六年に公営住宅法が改正され、応能応益家賃が導
- 日本経済新聞社(一九九七年一月)より。(9)櫻田淳著『「福祉」の呪縛~自助努力支援型政策の構想』
- 九九七年四月)所収参照の到達点と今後の課題」、『部落解放研究』第一一五号(一の到達点と今後の課題」、『部落解放研究』第一一五号(日)「地対協」意見具申後の法整備に向けた基本課題につい